

「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」設置要領

(設 置)

第1条 京都府におけるスポーツ施設のあり方について、多角的観点から有識者の意見を聴くため、「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(委 員)

第2条 懇話会の委員は、スポーツ振興、行政経営等に関し優れた識見を有する者20名以内とする。

(座 長)

第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、議長として懇話会の議事を運営する。

3 座長に事故ある時又は座長が欠けたときは、委員の互選により代理者を定め、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 懇話会の会議は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に専門的知識のある者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部 会)

第5条 懇話会に、専門の事項を調査検討するため、部会を置くことができる。

2 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「懇話会」とあるのは、「部会」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月25日から施行する。